

令和 6 年 4 月 24 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13871

研究課題名（和文）法曹のプロフェッショナリズム教育における生涯教育学的研究

研究課題名（英文）Lifelong Education Research on the Training of Professionalism for the Legal Profession.

研究代表者

種村 文孝（TANEMURA, Fumitaka）

京都大学・医学研究科・助教

研究者番号：80806711

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、社会や市民から信頼される専門職の養成を目指すべく展開されている法曹のプロフェッショナリズム教育に着目し、専門職教育の観点から理論と実践をめぐる課題と可能性を検討した。

主な研究結果として、（1）市民や社会への応答性を加味した開かれた法曹プロフェッショナリズムの中核的要素、（2）ロースクールにおける専門職性と多様性の確保に関する課題、（3）ロースクール内外の機会を活用した実践的な教育の意義を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、法曹のプロフェッショナリズム教育に関して、学習者のアイデンティティ形成の視点、ノンフォーマル教育及びインフォーマル教育を含む経験による教育の視点から新たな知見をもたらした点にある。

本研究の社会的意義は、司法改革で目指された法曹像の実現、法曹養成改革で導入されたロースクールにおける教育に関して、社会や市民から信頼される法曹のプロフェッショナリズムをいかに涵養するかに示唆をもたらす点にある。

研究成果の概要（英文）：This study examines the challenges and opportunities in theory and practice in the education of legal professionalism from the perspective of professional education.

In contemporary society, the education of legal professionalism is explored to produce professionals trusted by society and citizens.

The study's three main outcomes are as follows. First, it identified the core elements of open legal professionalism that are considered responsive to citizens and society. Second, it identified issues related to ensuring professionalism and diversity in law schools. Third, it identified the importance of practical training, using opportunities within and outside law schools.

研究分野：教育学

キーワード：法曹養成 プロフェッショナリズム教育 ロースクール 生涯キャリア 職業アイデンティティ 生涯教育 専門職教育

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 法曹養成とプロフェッショナルリズム教育に関する研究課題

近年、急速な技術革新や社会の変化にあわせて、専門職養成が変化を迫られている状況にある。古典的な専門職である医師及び法曹は、高等教育機関や研修をシームレスに接続することで、理論と実務の架橋を目指してきた。また、その他の専門職の養成においても、実務家教員による実務に直結した教育が試みられている。

日本の法曹養成においては、国民のための法曹を目指して司法改革及び法曹養成改革が進められ、2004年にロースクールが導入された。しかし、ロースクールは、学生の定員割れ、修了生の司法試験合格率の低さ、理論と実務の架橋を目指した臨床法学教育(clinical legal education)の停滞など様々な課題を抱えた状況にある。2011年以降には35校のロースクールが学生の募集停止の状態に陥るなど、司法試験合格者を毎年3,000人程度にするという当初の構想は破綻しており、近年の合格者は1,500人程度に留まる。これらの課題の一因には、国民や市民から頼られる法曹を育てるといふ法曹養成が十分に機能しておらず、法曹の需要や司法の社会的基盤を強化できていないことが考えられた。司法改革で導入された裁判員裁判に関しても、市民の裁判員辞退率が6割を超えており、市民と法曹の協働は課題を抱えている。

法曹の多数を占める弁護士は、国民や市民に頼られる存在として、「社会生活上の医師」を目指してきた。そして、あり方や職務規範の見直しなど、プロフェッショナルリズムの問い直しを行ってきた。ロースクールでは、実務基礎科目として法曹倫理の教育や、エクスターンシップにおける実務教育を通してプロフェッショナルリズム教育が模索されている。しかし、現在の日本の法曹養成におけるプロフェッショナルリズム教育は、法曹としての誇りや使命感、倫理観などを形成する中核となるプロフェッショナルアイデンティティの形成がどのようになされているかを踏まえておらず、生涯教育学の理論や視点に基づいた検討も十分になされていないことが大きな課題であると考えられた。

### (2) 着想に至った経緯

代表者はこれまで、企業の法務部で弁護士と協働した経験や、社会問題の解決に取り組む専門職との協働の経験から、市民に信頼される専門職教育に関心を持ってきた。専門性を活かした社会貢献活動であるプロボノに着目し、法曹のプロボノが市民との信頼関係の構築や専門職の態度の育成にもたらす意味の検討を行ってきた。また、司法改革で導入された裁判員制度をめぐって、市民の法教育及び裁判員裁判を担う法曹養成を検討してきた。以上のように、市民と法曹の協働や関係性の問い直しに関する一連の検討を通して、日本における法曹のプロフェッショナルリズム教育が十分に機能していないとの問題意識を抱いた。そして、プロフェッショナルアイデンティティの形成過程や学習者の長期的な成長プロセスに十分に焦点が当てられておらず、生涯教育学の知見を活用して再検討する必要があると考えた。その上で、法曹のプロフェッショナルリズム教育に関する検討が進められ、専門性を活かした社会貢献活動としてのプロボノが養成段階に位置づけられているイギリスの取り組みに注目して、日本との比較検討を構想するに至った。

また、医学教育の実践として、医学生の臨床実習や現場の指導医の教育支援などに携わり、医師のプロフェッショナルリズム教育についての知見を深め、大阪弁護士会の弁護士と意見交換を実施してきた。法曹養成と医師養成の比較をしながら、双方の養成におけるプロフェッショナルリズム教育のあり方の検討を構想するに至った。

## 2. 研究の目的

本研究は、生涯教育学の立場から法曹養成プロセスと学習者の成長を捉え直し、プロフェッショナルリズム教育を再検討することを目的とした。学習者の当事者の視点に立ち、養成段階から養成後の職業継続教育(CPD)において、いかに法曹としての意識や態度の形成、意識変容が生じるかを把握し、現代社会に求められているプロフェッショナルリズムを国民や市民の視点も踏まえて批判的に問い直してプロフェッショナルリズム教育を検討することを目指して取り組んだ。

## 3. 研究の方法

本研究では、主に以下の調査及び分析を実施した。

- (1) 日本及びイギリスにおける法曹養成制度の現状と課題の検討
- (2) 現代社会に求められる法曹プロフェッショナルリズムの中核的要素の分析
- (3) 法曹プロフェッショナルリズム教育の理論的検討
- (4) 法曹プロフェッショナルリズム教育に関する学習機会の検討
- (5) ロースクールにおける法曹プロフェッショナルリズム教育の実践分析

## 4. 研究成果

### (1) 日本及びイギリスにおける法曹養成制度の現状と課題の検討

イギリスでは、学問と実務の統合を目指してロースクールが導入されてきたが、法曹団体による職業教育重視の傾向が考察された。特に、2021年のソリシター資格試験(SQE)の導入は、法学部とロースクールが担ってきた教育実践を軽視するものとみなされ、法曹の脱プロフェッショナル化を加速させる懸念も見出された。日本においても、法曹養成における司法試験と予備試験が果たす役割は大きく、ロースクールの教育にも影響を与えているといえる。これらのことから、ロースクールにおける学問と実務の統合は、日本においてもイギリスにおいても容易ではないことが共通の課題として明らかになった。

さらに、イギリスのロースクールと学習者を取り巻く状況では、高額な学費、養成期間の長さ、修了後の修習契約の締結率の低さが問題であることが示された。法曹の多様性を確保しつつその専門性をいかに高めるかという両立の困難さが、法曹プロフェッショナルリズム教育の課題として示唆された。

### (2) 現代社会に求められる法曹プロフェッショナルリズムの中核的要素の分析

法曹プロフェッショナルリズムの緒要素として、法社会学では、専門性、公益性、自律性が挙げられてきたが、現代社会の法曹と社会の関係を考えた際には、中核的要素として公益性が最も問われていると考えられた。公益性に関わる社会正義の実現という法曹の使命を果たす意識や態度、及びその実現のための行動や実践を中核にしなが、社会や市民への応答性も加味した開かれた法曹プロフェッショナルリズムの涵養が求められていると考察された。さらに、専門職教育の観点から分析を行い、専門職の職業アイデンティティの形成として、社会正義の実現という法曹の使命や公益性を中核にしなが、どのような法曹像を模索するかを自己省察する姿勢が法曹プロフェッショナルリズムとして捉えられた。以上のことから、法曹と社会の関係、個人の職業アイデンティティ形成の両側面をふまえて、現代社会に求められる法曹プロフェッショナルリズムの中核的要素は、公益性、社会や市民への応答性、省察的姿勢、卓越性、倫理規範の順守、独立性であると考察された。

### (3) 法曹プロフェッショナルリズム教育の理論的検討

従来の法曹プロフェッショナルリズム教育の理論では、文脈や文化も含めて実践を捉える視点、実践における環境や相手との相互作用による意味の生成の側面が弱いことが考察され、正統的周辺参加によるアイデンティティ形成、省察的実践による問い続ける姿勢の涵養などに注目する必要性が明らかになった。また法曹プロフェッショナルリズム教育の課題として、社会正義の実現という公益性を中核にし、社会から求められる法曹像を省察し続けること、さらに市民や社会への応答性も加味した開かれた法曹プロフェッショナルリズムの涵養が求められることが示唆された。

### (4) 法曹プロフェッショナルリズム教育に関する学習機会の検討

法曹プロフェッショナルリズム教育の理論及び法曹養成制度の検討をもとに、法曹プロフェッショナルリズムの学習機会がいかに位置づけられるかを、生涯教育の視点に基づき、フォーマル教育、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育の観点から分析した。フォーマル教育(法曹倫理科目等)、ノンフォーマル教育(リーガルクリニック等)、インフォーマル教育(プロボノ活動等)の学習機会を全体に位置づけ、インフォーマル教育における学習者の経験が専門職アイデンティティ形成に関わる可能性を新たに示した。法曹プロフェッショナルリズムに、多様性と専門性、開かれたプロフェッショナルリズム、市民や社会との応答性が求められていることを考慮すると、学習者の多様な経験をリソースとして、ロースクールにおける教育で文脈や省察を支援できる可能性が考えられた。

### (5) ロースクールにおける法曹プロフェッショナルリズム教育の実践分析

ロースクールにおける法曹倫理科目では、倫理的な問題に関する事例検討を中心に、法曹が遵守すべき行為規範や規則が学ばれているが、法曹像の問い直しに関する側面は弱い。また、リーガルクリニックにおける教育実践は、法曹プロフェッショナルリズムの中核的な要素である公益性(社会正義、司法アクセス)などを実地に学習する機会となるが、実務的な教育に焦点があたりやすく、既存の法実務に求められる意識や行動の再生産としての法曹プロフェッショナルリズム教育に陥らないように留意する必要がある。また、多様なプロボノ活動は、学生と法曹を巻き込みながら学習機会を提供し、実践共同体への参加を通して学生のインフォーマルな学習と専門職アイデンティティの形成に寄与する。ただし、現状では、キャリア形成のための省察支援にとどまる傾向があり、法曹のあり方を問い直す省察支援に転換することで、プロフェッショナルリズムを問い直す機会に位置づけられる可能性が示唆された。今後は、開かれた法曹プロフェッショナルリズムの中核的な要素(公益性、市民や社会への応答性、省察的姿勢、卓越性、倫理規範の遵守、独立性)をふまえ、多様な機会(法曹倫理科目、リーガルクリニック、プロボノ活動等)を生かした法曹プロフェッショナルリズム教育の統合が求められることが示された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 種村文孝	4. 巻 14
2. 論文標題 法曹プロフェッショナリズム教育と法教育をめぐる現代的課題 -イギリスの動向に注目して-	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法と教育	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 種村文孝	4. 巻 77
2. 論文標題 イギリスにおける法科大学院の全国的動向と入学者 専門職性と多様性の観点から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 現代社会文化研究	6. 最初と最後の頁 37-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 種村文孝	4. 巻 76
2. 論文標題 イギリスにおける法曹プロフェッショナリズムの涵養のための学習機会 学習者の経験に注目して	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 現代社会文化研究	6. 最初と最後の頁 93-105
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 種村文孝	4. 巻 74
2. 論文標題 イギリスにおける法曹養成制度改革と現段階	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 現代社会文化研究	6. 最初と最後の頁 1~18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 種村文孝
2. 発表標題 法曹プロフェッショナリズム教育と法教育をめぐる現代的課題 イギリスにおける法曹養成改革の議論と動向に注目して
3. 学会等名 法と教育学会第14回学術大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 種村文孝、三好沙耶佳、高橋司、錦織宏
2. 発表標題 FDにおける文化人類学的アプローチの可能性 - 「法曹界の教育」に触れた指導医の学び-
3. 学会等名 第52回日本医学教育学会大会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------